

第5章

ヤップの慣習法の扱われ方 —統治政策と信託統治領高等法院の判例—

則竹 賢

要旨： 本稿は、アメリカ統治下のヤップで、高等法院が土地問題をどのように扱ってきたのかを、当時の行政文書や裁判資料に基づいて論じたものである。伝統と慣習の尊重を掲げた1940～60年代には、高等法院は住民同士の土地紛争を慣習に基づいて解決すべく、判例の積み上げによって慣習を法化することを目指した。ところが1960年代に同化政策へと転換し、土地委員会が土地の私的所有権確定作業を進めるようになると、高等法院は土地委員会の上訴審となり、土地紛争を直接扱う機会は激減した。しかも、慣習に基づいた紛争解決は放棄され、1970年代には慣習は法としての地位を失った。慣習をめぐる高等法院のこの転換は、アメリカの統治方針の転換をそのまま反映している。このように、統治下のミクロネシアの法は、アメリカの統治方針に忠実な「支配の道具」だったことが窺える。

キーワード： ミクロネシア、ヤップ、慣習、土地、法と植民地支配

はじめに

アメリカ統治下のヤップでは、いかなる政治的・法的状況のもとで、どのように慣習的な問題が裁判所で扱われたのか。本稿では、実際の判例の概要を紹介することによって、その傾向と変遷を探っていききたい。具体的に検討

されるのは、太平洋諸島信託統治領高等法院 (High Court of the Trust Territory of the Pacific Islands) (以下「高等法院」と略記) が扱ったヤップの土地裁判である。

アメリカのミクロネシア統治に関する研究は数多い。ヘイゼルは、アメリカを含む植民地時代のミクロネシア通史を著している (Hezel [1995])。また法律家として 1960 年代のミクロネシア議会制定や 1970 年代のミクロネシア連邦憲法成立に関わったメラーは、その詳細な過程を 2 冊の書物にまとめている (Meller [1969, 1985])。比較的最近ではハンロンが、アメリカによるミクロネシアの「開発」(development) 言説の分析を行っている (Hanlon [1998])。また日本でも、小林 [1982, 1994] や矢崎 [1999] が、アメリカによるミクロネシア統治とその変遷を詳細に分析している。

これらの諸研究によって現在では、アメリカによるミクロネシア統治の方針や政策の実施状況はほぼ明らかにされている。しかし一方で、統治を受ける側であったミクロネシアの人々とアメリカの諸政策に焦点を当てた人類学的研究は、積極的にはなされてこなかった。1970 年代に書かれた民族誌の中には、従来の価値観とアメリカ的な価値観との狭間で揺れ動く、ミクロネシアの人々の姿に焦点を当てたものもある (Hughes [1970] ; Hughes and Lingenfelter ed. [1974] ; Lingenfelter [1975] ; Marshall [1979])。それでも、このようなテーマは必ずしも人類学的な重要課題とはならなかった¹。

近年では、アメリカ統治下のミクロネシア人類学のこうした傾向を、懐古的かつ批判的に再検討する論集 (Kiste and Marshall [1999]) が編まれている。この論集で興味を引くのは、アメリカ統治時代の慣習法の法的扱いに関する論考を書いたのが人類学者ではなく、1970 年代にミクロネシアで弁護士として活動し、後にミクロネシア連邦最高裁判所の初代長官に就任した法律家キングだという点である (King [1999])。これとは別に、ミクロネシア連邦成立後にヤップ州司法副長官などの実務を経験したことのある法学者タマナハも、ミクロネシアの法人類学的な研究を行っている (Tamanaha [1993])。また先に挙げたメラー [1969, 1985] も、近代法と伝統との関係をめぐるミクロ

ネシア人リーダーたちの議論の様子を詳細に描いている。つまり、ミクロネシアの法と慣習というテーマは、人類学者ではなく、主に法律家ないし法学者の手に委ねられてきたのである。

ただし、ポーンペイ（ポナペ）については、ドイツ時代に全島規模で土地登記が実施されたことから、人類学者も法と慣習を重要なテーマとして扱ってきた（Fischer [1958]；杉浦 [1944]）。中でも興味深いのは、中山 [1989] による高等法院の判例研究である。彼は、高等法院の判例集（*Trust Territory Report*）に収められた土地紛争例を分析し、ポーンペイの人々と信託統治政府の双方が、元々は母系社会だったポーンペイを、父系を強調する双系社会へと変化させたと結論している（中山 [1989: 227]）。

しかし中山による判例集の扱い方に問題がないわけではない。判例集とはあくまで法的に重要な判決を収録するためのものであり、必ずしも社会的に重要な判決を収録するためのものとは限らない。判例集のある判例に「慣習では……である」とあった場合、それは単なる慣習の記述ではなく、慣習法の記述となる。したがって、ミクロネシアの慣習に関する高等法院の判例は、社会変化と直接結びつけられるのではなく、まずはミクロネシアの慣習の「法化」過程、あるいはミクロネシアの「慣習法」の創造過程として扱われる必要がある。

筆者は、2000～2002年に実施したヤップ島での調査期間中、ヤップ州土地資源局で土地政策に関する文書を、またヤップ州公文書館で土地に関する高等法院の裁判記録を調べた。本稿では、土地政策に関する重要文書、および土地に関する高等法院の全判例を資料として提示するとともに、重要判例について若干の解説を加えながら、高等法院による慣習法の扱い方とその変遷を明らかにしたい。

第1節 1950～60年代の統治方針における慣習法の位置づけ

1-1 「伝統と慣習」の尊重と住民自治

1914年以來、日本の統治下に置かれてきたミクロネシアの島々は、太平洋戦争末期の1945年にはその全域がアメリカ軍の支配下に置かれた。アメリカは、マリアナ、パラオ（ベラウ）、ヤップ、トラック（チューク）、ポナペ（ポーンペイ）、マーシャルの6行政地区（district）を設置した。当初は海軍による軍政が行われたが、1947年に国連との間に信託統治協定が結ばれて戦略地区指定の信託統治領²となったのを期に、高等弁務官（High Commissioner）を最高責任者とし、各地区に地区行政長官（District Administrator）を配置する体制が整えられた。その後、1951年に統治権限が海軍省から内務省に移管された。

1940～60年ごろまでのミクロネシア統治については、多くの研究者が「理解ある放任」や「良き怠慢」などと呼んでいる。それはアメリカが、自国の安全保障上の理由からミクロネシアを保有し続けることを最重要の課題とし、そこに住む住民にはあまり関心を払わなかったという評価による。しかしこうした評価は、アメリカがミクロネシアの住民を漫然と放置したという誤解を与えかねない。むしろ、アメリカは住民を放置できるような体制づくりを行ったと言った方がふさわしい。それが、伝統と慣習に根差した住民自治の推進である。

1947年、海軍は自治共同体（Self-Governing Communities）の早急な設置を表明した。設置に当たっては、自治共同体の長にはできるだけ首長を任命し、伝統と慣習に重きを置いた自治を実現する方針を掲げた（矢崎 [1999: 137]）。1951年までには、統治機構の末端組織として、ミクロネシア全域で計116の自治区（municipality）が設置され、公選の行政官（magistrate）が置かれた。自治区の多くは、先の植民地宗主国であるドイツや日本によって「伝統的政治単位」として設定された区域——日本時代は「管区」や「村」と呼ばれていた——と基本的に同一であった。そのため、首長が行政官に選ばれる自治区が少

なくなかった (Meller [1969: 26])³。

自治区には司法権も付与された。1947年には自治区ごとに共同体裁判所 (Community Courts) が設置された。共同体裁判所の裁判官には自治区の住民が選出された。共同体裁判所は慣習違反を罰する権限を持ち、裁判上の手続きも慣習に則して運営されることが認められた (Bird [1994: 28] ; Office of Court Counsel [1995: 31-32])。

このように、消極統治の具体化案として提出された住民自治の促進政策は、統治機構の末端である自治区のレベルから伝統と慣習を組み込む方向へと展開した。しかし、伝統や慣習を適切な形で統治機構に組み込むためには、それぞれの自治体において何が伝統ないし慣習として認められるのかをきちんと把握する必要が出てくる。ここに、人類学者がミクロネシア統治に関わる余地が生じた。様々な調査が実施されたが、なかでも、ジョージ・P・マードック (George P. Murdock) らが中心となって1947年から49年にかけて実施した「ミクロネシア人類学総合調査」 (Coordinated Investigation of Micronesian Anthropology, CIMA) は、文化人類学、自然人類学、言語学などの研究者総勢42名が参加した大規模なものであった⁴。また1949年以降、アメリカは人類学者を信託統治領政府の職員として雇用するようになった。1963年に人類学者の雇用が打ち切られるまでに、6行政地区で述べ23人の人類学者が政府職員として採用された (Kiste and Marshall eds. [1999: 472-473])。

人類学者の活動によって、ミクロネシア各地の政治や土地保有のあり方など、統治に関わりが深いと目された分野が次々と調査され、その様子が「制度」や「規範」や「法」として民族誌に書き記されていった (cf. Petersen [1999: 153-166])。その成果は、報告書や政府職員との私的な人間関係といった間接的なルートによって、あるいは政府職員として実務に関わるといった直接的なルートによって、統治政策に少しずつ反映されていった (Kiste and Falgout [1999: 33-36])。

1-2 近代的制度の導入とアメリカの優位性

アメリカの住民統治に対する消極的な姿勢は、伝統や慣習への関心を高めていき、人類学者による実態解明とその利用という方向へと向かった。自治区の設立による伝統と慣習に根差した住民自治の推進は、そのような流れの中で実現した。しかしアメリカは、行政地区さらには信託統治領全体といったより上位のレベルでは、近代的原理を優先させ、アメリカの統治権の優越性を確保する体制を整えていった。

1952年、信託統治領法典 (Code of the Trust Territory) が制定された。これは、高等弁務官が発布する布告と並ぶ、ミクロネシアの一般的な統治法となった。注目すべきは、信託統治領法典に、ミクロネシアの伝統と慣習に関する規定が設けられた点である。同法典の第14条には、「伝統と慣習」 (traditions and customs) について次のように定められている (矢崎 [1999: 162])。

法体系を構成するものとして、地方の慣習を正当に承認しなければならない。高等弁務官が別に定める場合を除き、本章に定めるものは、現存する慣習法の、いかなる部分をも、制限しまたは無効にするものと解釈してはならない。

この条項により、ミクロネシアの伝統と慣習が「慣習法」として、信託統治領の法を構成することになった。しかし、その効力は事実上、信託統治協定や信託統治領法典、高等弁務官の布告、アメリカの法律と抵触しない範囲に限られた。ミクロネシアの慣習法はあくまで、アメリカ的な近代法の下位にある優先度の低い法として限定的に認められたに過ぎず、法体系全体におけるアメリカの優位性は半ば当然のことであった。

裁判所については、最高裁として高等法院、その下に地区裁判所 (District Courts) が置かれ、自治区の住民が慣習的な事柄を慣習的に処理する共同体裁判所は、最下級審に位置づけられた。信託統治領法典に設けられた伝統と慣習に関する規定は、全ての裁判所の司法判断に適用された。しかし、上級裁判所の運営は全てアメリカ人の手によって行われた。制度的形式や手続きはアメリ

カモデルに基づいて設計され、伝統的・慣習的な紛争処理方法は顧みられなかった (King [1999: 363-367])。裁判制度それ自体が、アメリカの優位性の証となっていたのである。

第2節 土地政策における慣習法の扱い

2-1 信託統治領政策通知書 P-1 号

前節で検討してきたこの時代の統治政策における慣習法の扱いは、当然のことながら土地政策にも見出すことができる。ミクロネシアに戦略的価値を見出したアメリカにとっては、軍事基地用の土地の確保および利用は極めて重要であった。この点を考えれば、むしろ土地政策にこそ、アメリカの統治方針が最も端的に現れていたと言うべきである。

信託統治領政府が成立した年である 1947 年の 12 月 29 日、一通の書簡⁶が副高等弁務官 C・H・ライト (C. H. Right) から各地区の行政官に送付された。「信託統治領政策通知書 P-1 号」(Trust Territory Policy Letter P-1) と題されたこの書簡には、土地政策の基本方針が示されていた。

通知書の冒頭では、この政策の基本方針が次のように述べられている。

土地政策の指針となる原則は、原住民の土地権や土地所有権を保護することであり、そして可能な限り、適度な量の糧を得るのに十分な土地を各家族に供給し、基本的な土地資源に対する共同体規模のアクセスを保証することである (下線原文)。

これは、信託統治協定第 6 条の「土地や資源の喪失から居住者を保護する」という規定に基づいている。続いて通知書は、以下の 6 項目に関する指針を定めている。おおよその内容は次の通りである。

1) 公有地 (Public domain)

ドイツ時代や日本時代に公有地として接収された土地は、実は住民によって特定の共同体や集団に属する土地と見なされていた。したがって、接収はミクロネシアの土

地観に関する考え方の侵害に当たる。しかし、公有地として接収された土地の多くがすでに手を加えられ利用されているという理由から、これらの土地は引き続き公有地として、信託統治領政府が「公共の利益」のために使用する。

2) ローカルな土地概念の法典化 (Codification of local land concept)

住民の土地概念については、それが島々によって極めて多様である。将来的に土地権原確定を行うためには、それぞれの島の土地保有概念を法典化する必要がある。法典化作業を行う際には、あまり多様になるのは避けられるべきだが、人々の土地概念からあまりにかけ離れる形で統一化される必要はない。また法典化にあたっては、住民の聞き取りを行い、またできあがった草案についても住民からの意見を聞く。

3) 過去の土地移転の効力 (Validity of land transfers made in the past)

日本が国際連合を脱退した 1935 年 3 月 27 日以前に行われた土地所有権確定についてはその効力を認める。ドイツや日本の政府が有していた土地は、信託統治領政府の所有とする。1935 年 3 月 27 日以降の土地譲渡については、民間への払い下げは全て無効とし、非日本人所有者から日本の政府や企業や民間人への土地譲渡は再審理を行う。審理の結果、譲渡が自由意思によらず、代価も支払われていないことが判明したときには、もとの所有者の権原を認め、信託統治領政府が支払いを行う。

4) 政府の諸活動に必要な土地 (Lands required by government activities)

戦時中あるいは戦争直後に接収された土地については、法的所有者に対して直ちに補償を行う。私有地は、可能であれば所有者に早急に返還しなければならない。しかし政府の施設がすでに建設されている場合には、その私有地を占有する必要があるかどうかを調査し、その結果、占有が必要と判断された場合、所有者には代替地を与える。所有者がこれに応じない場合には、金銭による補償を行う。各地区の行政官は、政府機関による私有地の占有状況、代替地による補償の可能性、そして金銭補償の適正額について報告する。

5) 原住民の土地譲渡 (Alienation of natives' lands)

政府が必要とする場合を除いて、原住民の所有地は非原住民に移転することはできない。ただし、日本人以外の非原住民については、高等弁務官の承認を経て、かつて有していた土地を取得できる。非原住民に対する原住民所有地の貸借に関しては、高等弁務官の承認を必要とする。契約交渉に際しては、一世代を越えるような長期契約は原住民の利益にならないことを心にとめておくこと。

6) 土地の登録 (Land records)

長期的には、全ての土地の登記を行う計画であるが、まずは、土地権に関する紛争を迅速かつ公平に解決できる機関を確立するのが先である。また、日本時代の記録を探し出し、保存し、翻訳する必要がある。日本時代に測量や登記に関わった原住民の協力も必要である。

この通知書には、前節で述べたような当時のアメリカの統治方針がよく現れている。2や3や5では、ミクロネシアの土地に対する考え方を尊重し、住民の伝統的な生活を保障していこうという姿勢が強調されている。しかし1や4では、ドイツや日本が「公有地」として接収した土地や、政府の施設を建設するために一方的に占有した土地については、住民に返還せず政府が引き続き所有ないし使用することが述べられている。この通知書によってアメリカは、土地に対する住民の利益とアメリカの利益とが衝突した場合、アメリカの利益を優先させることを明言したのである。

2-2 土地政策におけるアメリカの利益の優先

しかし、住民の利益よりもアメリカの利益を優先させる土地政策が、果たして法的に認められるのか。この点は当初、アメリカも明確な見解を打ち出せていなかった。1949年2月28日、海軍作戦本部は、海軍法務総監のG・L・ラッセル (G. L. Russell) に秘密書簡⁶を送り、軍事目的のために住民の土地を接収することが、信託統治協定第6条に明言された住民利益の保護義務に反しないかどうか意見を求めた。これに対してラッセルは、同年7月21日の秘密書簡で、ミクロネシアが戦略地区に指定されている以上、アメリカの軍事活動のために住民の土地を接収することに違法性はないと結論した。ラッセルの秘密書簡はその後、高等弁務官L・G・フィンドレー (L. G. Findlay) を経て、1950年7月21日には、後に高等法院長官 (Chief Justice) となるエドワード・P・ファーバー (Edward P. Ferber) および各地区の行政長官にも秘密裏に送付された⁷。後で見るように、ファーバーが下した判決は、ラッセルの見解に合致し

ていた。したがって、秘密書簡で示されたラッセルの法学的見解は、信託統治領政策通知書 P-1 号を補うものとして、密かに採用されていたと見ることができると考えられる。軍事施設を建設するためにアメリカが行った住民の土地の一方的な接収は、こうして法的に正当化されていったと考えられる。

日本人やその他の外国人によって所有されていた土地の扱いも、アメリカの利益になるように行われた。日本の政府や企業や民間人が所有していた土地については、1951年9月27日に出された財産帰属命令 (vesting order) によって、全て外人財産管財人 (Alien Property Custodian) に帰属することになった。また日本以外の外国人ないし外国企業が所有していた土地については、1950年から土地所有権原確定作業 (Land Title Determination of Ownership) が開始された。しかし作業は遅々として進まず、1951年には作業が中断された。1953年には「土地管理事務所規則1号」(Office of Land Management Regulation No.1) が定められ、所有権原確定作業の手順が正式に定められた。この規則は、アメリカ政府や信託統治領政府によって利用ないし占有されている土地の所有権原確定を行う前に、権原を主張する全ての者に対して告知を行って公開審理を行うこと、権原確定に不満な者は高等法院に抗告できることになっていた。しかしこの定められた手続きは十分には行なわれず、外人財産管財人が管理するものと見なされた。しかもその土地は、外人財産管財人の管理から離れることなく、様々な土地計画に利用された (McGrath [1971: 14])。さらに裁判制度も、アメリカに有利な仕組みになっていた。1952年に制定された信託統治領法典では、土地に関する紛争は地区裁判所ではなく高等法院が独占的に管轄すると定められていたのである。

上述のように、法体系全体においてはアメリカ的な近代法が優越し、慣習法はそれらと齟齬を来さない場合にのみ認められていた。土地紛争の独占的な管轄権を手にした高等法院は、アメリカの利益に関わらない紛争については、島々の慣習に基づいた判断を心がける一方、アメリカの利益に関わる紛争については、アメリカ的な諸法を優先的に用いながら、アメリカに有利な形で処理していった (King [1999: 378-382])。

このように、住民の利益よりもアメリカの利益を優先するというアメリカの統治方針は、土地政策においても貫かれた。住民の土地に対する慣習やそれに基づく利益は、あくまで安全保障を中心とするアメリカの利益と衝突しない限りにおいてのみ、制度的に保護されたのである。

第3節 1950～60年代のヤップの土地裁判

これまで述べてきたようなアメリカの土地政策のもとで、裁判所は土地紛争にどのような対応を行ったのか。それを明らかにするために本節では、1950～60年代に高等法院が扱った、ヤップ地区の土地や海域をめぐる裁判⁸の判例を分析する。

1960年代までに高等法院が受理したヤップ地区の土地紛争事例は29件ある(表1)。紛争当事者の内訳⁹を見れば、住民が住民を訴えたのが25件¹⁰、教会が政府を訴えたのが2件¹¹、住民が政府を訴えたのが1件¹²、企業が住民と非住民の双方を訴えたのが1件¹³となっている。以下では、住民同士の訴訟とその他の訴訟に分けて、当時の土地裁判の概要とその傾向を把握することにする。

3-1 住民同士の土地裁判

まず初めに、住民同士の訴訟から見ていくことにしよう。住民同士の訴訟が極めて高い割合を占めているため、当時のヤップの住民はかなり積極的に裁判を利用していたように見える。しかし、住民同士の土地裁判の数自体は、他地域に比べてはるかに少ない。例えば、この時期に高等法院が扱ったポナペの住民同士の土地裁判のうち、判例集に記載されている判例は40例を数える(中山[1989:215])。これに対して、ヤップの住民同士の土地裁判で判例集に記載されているのは9例¹⁴に過ぎない¹⁵。また、住民同士の訴訟25件のうち、判決に至ったのは約半数の13件¹⁶に留まっており、残りは裁判所の判断によって

却下ないし棄却されるか¹⁷、当事者の合意ないし申し出によって裁判が終了している¹⁸。さらに紛争当事者に注目するならば、同じ人物が繰り返し訴訟に関与しているのに気付く。例えば、民事訴訟番号の3と4と13Aと13Bと40、28と33は、それぞれ同一の土地紛争について複数回提訴されたものである。また10と11と12は、同じ家に居住していた近親者3名が、同じ相手に対してそれぞれ別個に起こした訴訟であり、この3つはまとめて審理されている。また10、11、12の原告と被告は、23で海域についても争っている。さらに29と34については原告が同じであるし、30については8の判決の結果が大きく影響していることが訴訟記録に記されている。こうした重複事例の数は、住民同士の訴訟の6割にあたる15例に上る。これらの数字を考慮するならば、当時のヤップでは、裁判は一部の人々によって繰り返し利用されてはいるものの、土地紛争の解決手段としては決して一般的ではなかったと言える。

しかし法的には、住民同士の土地裁判は極めて高い重要性を有していた。信託統治領法典に定められていたように、アメリカの利益に抵触しない範囲では、慣習法が最大限に尊重されなければならなかった。そのため、政府が当事者とならない住民同士の訴訟は、ヤップの慣習に基づいて処理される必要があった。高等法院が住民間の土地紛争を扱い始めた当初、ヤップの土地に言及した民族誌的報告はすでにいくつか存在していた (Müller [1917] ; Schneider [1949])。しかしそれらの記述は、信託統治領の法体系にいかなる位置をも占めてはいなかった。ヤップの土地に関する慣習は、民族誌的にはかなり把握されてはいたものの、法としては未だ存在していなかったのである。したがって裁判官は、紛争当事者の直接証言や民族誌の記述を手がかりにしながら、しかし最終的には裁判官自身の手で、慣習を法として「発見」——より正確には「創造」——せねばならなかった。この重要な役割を担ったのが、高等法院長官のエドワード・P・ファーバー判事である (写真1)。

3-2 ファーバーによるヤップの慣習法の制定

ファーバーは1948年に高等法院の前身である上訴裁判所の長官となった後、1952年に高等法院判所の長官に就任した。その後1968年に退官するまで、彼は20年にわたって、ミクロネシアの司法のトップの座にあり続けた。ファーバーはヤップ地区担当判事として、住民同士の訴訟25件のうち19件(76%)¹⁹を担当した。1960年以前に提訴された13件²⁰に限って言えば、全て彼が司法判断を下している。また判例集に記載された住民同士の訴訟9件のうち、慣習法に関する判例として扱われたのは7件²¹であり(表2)、そのなかの1件²²を除いた全てが、ファーバーの下した判決であった。

高等法院では、何が慣習法かを認定するにあたっては、人類学者の報告書や民族誌がしばしば参照された(King [1999: 361-362])。それが最も顕著に示された例は、判例集の判例(1 T.T.R. 223)にもなっている民事訴訟番号3である。この判例は、高等法院によるヤップの慣習法制定の方向性を定めたとも言える、非常に重要な判例である²³。1955年に下された判決からは、実に12もの慣習法が認定された。ヤップ土地法に関してとりわけ重要と思われる4点について、番号もそのままにして以下に抜き出しておく。

1. ヤップ土地法—父系的所有

ヤップの伝統的な土地所有の方法は、家族ないし世帯の集団が当面の占有と使用の権利を有するが、それはしばしば家族以外の者の権利に服する。

2. ヤップ土地法—父系的所有—使用权

ヤップの土地に使用权を有する家族や世帯の成員は、自らを「所有者」と述べるかもしれないが、ヤップ人の視点からは、それは他の人が同じ土地に同時に類似のあるいは別の権利を持つ可能性を排除しない。

3. ヤップ土地法—父系的所有—使用权

ヤップの土地区画に「所有者」(owner)の語を使うのは誤解を招く。

7. ヤップ土地法—父系的所有

ヤップの慣習の下では、土地権の相続はおおよそ父系大家族内で行われる。

1と7は、ヤップの土地が父を家長とする「家」すなわちタバノウ (*tabinaw*) についての法的定義であり、父の姉妹であるマフェン (*mafen*) や首長などがタバノウに対して一定の権限を持つことを認めたものである。2と3は、英米の排他的な土地所有とヤップの非排他的な土地所有の違いを、英米法とヤップ土地法という法体系上の違いとして認めたという意味で、極めて画期的であった。

ファーバーは判決を下すにあたり、信託統治領政府の職員としてヤップで調査を行っていた人類学者フランシス・マホニーの未発表報告書を頻繁に参照している。後にこの報告書と同じ内容の論文が公表されているので、便宜上、本稿では公表された論文 (Mahoney [1958]) を参照し、ファーバーが認めた慣習法とマホニーの報告書との関連性を検討してみよう。

7については、マホニーは次のように書いていることから、ファーバーはマホニーの報告に基づいて、タバノウの法的定義を行ったことが見て取れる。

「タバノウの土地は1つの父系的世帯の男性と未婚女性が共同して占有しており、全ての者が財産の譲渡に発言することができる。実際は、所有や分配や譲渡の特権はタバノウの長たる人物によって握られている。その人物は通常、地縁リネージの年長男性である」 (Mahoney [1958: 257])

「ヤップ人は地縁父系リネージの成員権の証として自分の土地を所有している」 (Mahoney [1958: 258])

1についても、7と同様の指摘をすることができる。マホニーの報告書には、土地収用権を持つ「ギリルグン」 (*gililungun*) (マホニーによる綴り)、実際の所有権に基づく限定的監督権を持つ「スウォン」 (*suwon*) (同)、恒久的な義務を伴う占有である「サアン」 (*zaan*) (同)、通常の使用権を伴わない最終的占有者である「マフェン」 (*mafen*) (同)、一時的な限定的使用者であ

る「フィルムレン」(*filmaren*) (同) や「アビッチ」(*abic*) (同)、リネージ外の者が持つ恒久的使用権である「チュワイ」(*cuway*) (同) など、タビナウの成員以外の者が持つ土地権の様態とその多様性が具体的に記されている (Mahoney [1958: 258-268])。実際にファーバーはこの報告の中から、判決に必要な部分を抜き出して判決を下している。

この判決の中で最も画期的な判断と目される 2 と 3 についても、マホニーの報告書との強い関連性が指摘できる。

「この論文では便宜的に用いてきたが、ある人を土地所有者と呼ぶことは、厳密に西洋的な意味では正確ではない。なぜならその人は、大勢の個人たちに知らせて了解を取らなければ、どうやっても土地を処分できないからである」 (Mahoney [1958: 281])

以上から、ファーバーはこの判決を下すに当たって、マホニーの報告書に大きく依拠していたことが指摘できる。特にファーバーが、「所有者」の西洋的意味とヤップ的意味の違いを、英米法とヤップ土地法の違いとして認定する際には、マホニーの人類学的知見が大いに役立ったと言える。この裁判以降、1960 年代末までに 10 件の土地裁判に判決が下されたが、うち 9 件がこの部分に言及しているか²⁴、同様の指摘を行っている²⁵。英米法とヤップ土地法との違いは、それほどまでに重要視されたのである²⁶。

ファーバーは、信託統治領法典の規定に従い、住民同士の訴訟をヤップの慣習に基づいて解決しようと試みた。しかしそれは同時に、ヤップの慣習を信託統治領の法として体系化し組織化していく試みでもあった。ヤップの慣習法の土台はファーバーによって打ち立てられたと言っても、決して過言ではない。しかしその作業は彼のみによってなし得たのではない。背後には、マホニーの持つ人類学的な知が大きな影響を与えていたのである。

3-3 その他の土地裁判

次に、その他の訴訟について見てみよう。住民同士によって争われたのでは

ない土地裁判は、わずかに7、14、15、17のみであり、全てファーバーによって判断が下された。7は企業が土地の権利を主張していた2名の人物を訴えたもの、14と15は教会が政府を訴えたもの、17は住民が政府を訴えたものである。なお14と15は、互いに隣接する土地区画をめぐって同時に提訴されており、2つはまとめて審理された。

この4件はいずれも、日本時代に政府の所有となっていた土地所有権原の確定に絡んだ訴訟である。うち14、15、17の3件は、信託統治領政府が被告となっており、そのいずれもが政府に土地権原が付与されたことに対する抗告審であった。これら3件の訴訟の原告はいずれも、知らないうちに審理が開かれ、外人財産管財人に権原が付与されたとして、土地所有権原確定の手続きの不当性自体を訴えていた。

しかしファーバーはいずれの裁判でも、土地所有権原確定の手続き的不正は、高等法院への抗告によって議論する必要はなくなったとして不問に付した。しかも14と15についてファーバーは、同様の裁判ですでに出されていた「現在の政府は以前の政府が行った遠い過去の不正を正す義務はない」という判例(1 T.T.R. 14, 1 T.T.R. 578)に基づいて、原告敗訴の判決を下した。信託統治領政府が直接関与していない7についても、政府が所有権原のあいまいな土地に発電所を建設したのがこの発端となっており、裁判の終了後、政府は勝訴した原告からこの土地を買い上げて政府の所有とした。したがって7、14、15の3件は、アメリカによる不透明な土地接收が、ファーバーの法的判断によって合法化されたことを示す証左として、重要な意味を持つと見ることができよう。結局ファーバーは、日本軍による戦時下の不正な土地接收を示す決定的証拠(使用できなかった軍票)を提出できた17だけに、原告勝訴の判決を下した。

住民同士ではない土地裁判4件のうち、判例集に掲載されたのは、信託統治領政府を被告とした3件(2 T.T.R. 251, 2 T.T.R. 124)である。これらがどのような判例として掲載されたのかを、項目別にまとめたのが表3である。この表からは、住民同士の土地裁判とは顕著な違いが見て取れる。土地所有権原確定について争われた裁判は、慣習法に関する判例として全く扱われていないのであ

る。これらの訴訟では、原告・被告の双方にプロの弁護士が付き、信託統治協定や信託統治領法典をはじめとする、各種の制定法に整合するような形での権利主張が行われた。それを受けてファーバーも慣習についての言及は一切行わず、制定法の解釈をめぐる議論のみを展開した。そのためこれらの裁判は、慣習法の判例としては扱われなかったのである。

以上、1960年代までのヤップの土地裁判について、住民同士の訴訟25件と、それ以外の訴訟4件とに分けて検討してきた。政府の活動とは直接関係のないところで生じた住民同士の訴訟²⁷では、慣習に基づいた判断が指向され、判例の蓄積による慣習法の体系化が目指された。それ以外の訴訟、つまり土地所有権原確定に関連する訴訟は全て、政府による土地の不透明な接収に端を発するものであった。これらアメリカの利害に関わる訴訟では、慣習よりもアメリカ的な諸法が優先的に適用され、それに基づいてアメリカに有利な判決が下された。1960年代までのヤップの土地裁判に見られるこのような傾向はもちろん、アメリカに有利な法体系や裁判制度がもたらした当然の帰結であると言える。しかし同時に、こうした傾向を直接に生み出したのが、裁判官自身の判決であったことも軽視してはならない。1960年代までのヤップの土地裁判のほとんどは、ファーバーが担当した。彼こそが、アメリカの利害に関与しない住民同士の土地紛争に適用すべきヤップの慣習法の基礎を創り出すとともに、政府の脱法的な土地接収を合法化する作法を考案していったのである。

第4節 統治政策の転換と慣習法の排除

4-1 同化政策への転換

1960年代に入ると、信託統治政府はそれまでの消極的な統治政策から、ミクロネシアのアメリカへの併合を目指した積極的な同化政策に方針転換する。1962年、アメリカはアンソニー・ソロモン（Anthony N. Solomon）を団長とする調査団をミクロネシアに派遣し、極秘に報告書を作成させた。1963年に

完成した「ソロモン・レポート」と呼ばれるこの極秘報告書²⁸は、併合を達成するにはミクロネシアの慣習の改革が必要であるとして、議会の設置、アメリカ式教育の実施、開発の推進、ミクロネシア人官僚の大量採用といったアメリカへの同化・懐柔政策を提言した。この報告書の政策提案が、そのまま統治政策として公式採用されたかどうかは定かではないが、結果的には、1960年代以降のミクロネシア統治はソロモン・レポートに沿う形で遂行されていった（矢崎 [1999: 165]）。

住民に対する消極政策から同化・懐柔政策への転換に伴い、「原住民の土地権や土地所有権の保護」という、信託統治領政策通知書 P-1 号以来の土地政策の基本方針も変更を迫られた。1966年に提出された経済開発計画では、ミクロネシアの土地慣習への配慮は「未練がましいアナクロニズム」以外の何物でもないとして否定された（Hanlon [1998: 97]）。また1969年、ミクロネシア議会と国連信託統治理事会との代表者会談でも、ミクロネシアの経済的・社会的発展には土地問題の早急な解決が必要であるとの声明が出された（McGrath [1971: 16]）。これらの提言に沿う形で、信託統治政府は同年、「土地問題に取り組み、私有地および公有地の権原登記を促進する」（McGrath [1971: 16]）ことを目的とするミクロネシア土地台帳計画（Micronesia Land Cadaster Program）の実施を決定した。こうして、従来まで法として承認されてきたミクロネシアの慣習法は、経済的・社会的発展を阻害する「問題」として「改革」の対象とされたのである。

土地改革を目的とする土地台帳計画を実行したのは、1970年までにミクロネシア各地に設置された行政機関である土地委員会（Land Commission）であった。土地委員会設立の新たな法が制定され²⁹、土地委員会には土地の所有権を確定し、複数の権原（title）要求が対立する場合には審理（trial）を開いてこれを解決する権限が付与された。ヤップの土地委員会は、高等法院がそれまで認めてきたヤップの慣習法を改革する意図を明確にしつつ（Temme [1973: 1]）、島の政治経済の中心地であるコロニア周辺から、土地の所有権確定を進めていった³⁰。

4-2 1970年～1981年の土地裁判

土地委員会の設置により、土地紛争に対する高等法院の役割は大きく変化した。土地紛争を扱う機関は事実上、司法機関である高等法院から行政機関である土地委員会に移った。それに伴い、土地紛争に対する高等法院の関わり方も大きく変化した。

1970年から1981年に高等法院が受理した土地紛争で、記録が残っていたのは30件である(表4)³¹。その半分以上の16件³²が土地委員会からの上訴ないし抗告となっている。うち土地委員会に審理のやり直しを命じたのが10件³³、上訴ないし抗告の取り下げが4件³⁴、未決が2件³⁵であり、高等法院が直接判断を下した例はない。残りの14件³⁶は高等法院が直接土地紛争を扱っているが、そのうち住民が政府や企業を訴える例が10件³⁷と大半を占め、住民同士の争いは4件³⁸と非常に少ない。判決まで至ったのは、住民同士の争いのうち2件³⁹のみであり、他は未決の1件⁴⁰を除く全てが、和解成立による訴えの取り下げもしくは棄却となっている。なお、60年代までの土地裁判では見られなかった特徴として、損害賠償請求を行っている例が7件ある⁴¹。そのうち1件⁴²を除いた全てが、政府や企業に対する訴訟である。

これらの数字から次の2点が指摘できる。第1は、土地委員会の設置によって、住民間の民事に関する問題であった土地紛争が行政の問題に転換したことである。まず初めに、土地委員会による所有権確定、および土地登記が行われる。その結果に不満を持った者だけが高等法院に上訴するのである。高等法院への上訴審は、分類上は民事訴訟の扱いを受けてはいるが、実際は行政訴訟の色彩が極めて濃い。そのため高等法院では、ファーバーが基礎づけたヤップの慣習法を用いる機会が、ほとんど無くなってしまったのである。

第2は、土地委員会による強引な所有権確定、あるいは政府や企業による不透明な土地の接收や利用に対して、住民が積極的に裁判を起こすようになったという点である。これは、植民地行政の権力的な介入に対抗する「武器」

として、法制度がヤップの人々に開かれてきた証であるとも言える (Merry [1991, 2000])。しかしそれは同時に、ヤップの人々が、法という別の姿の植民地権力に絡め取られていく様子を映し出してもいる。

また数字には表れていないが極めて重要な点として、ヤップの慣習法に基づく紛争解決という従来の裁判の方針が、この時代に放棄されたことを挙げておく。住民同士の争いのうち判決に至った2件ではいずれも、英米の排他的な土地所有とヤップの非排他的な土地所有の違いを区別しなければならないという、ファーバーによる判例には一言も触れずに、裁判の勝者に土地所有権原を認めた⁴³。ファーバーが慣習法として築き上げてきたヤップの慣習は、こうしていとも簡単に、法としての資格を失ったのである。

おわりに —まとめと今後の課題—

本稿で報告者は、具体的資料の提示を中心にして、高等法院による慣習法の扱われ方を見てきた。全体を通して言えるのは、高等法院はアメリカの統治方針通りに動いたという点である。アメリカ統治下のミクロネシアには「司法の独立」など存在せず、司法はただ支配の道具として制度化され、またそのように作用したのである。

住民の自治が重視された1950～60年代には、ファーバーがヤップの慣習法を創造する努力を続けていたこと、そして彼の努力をマホニーの人類学的知見が支えていたことが示された。また1960年代半ばの同化政策への転換以降は、アメリカ的な排他的土地所有の概念を行政的手段によって導入し、高等法院がそれを追認した。これによって、判例としてすでに定着していたヤップの慣習が法としての地位を失った。このような過程は、多くの研究者が指摘する、1960年代以降の「ミクロネシアのアメリカ化」[Gale 1979]を、司法の面から実証する結果となった。

植民地権力のみならず、近代のあらゆる統治権力は、まず制度として法を整備する。法の制度的権力が確立しなければ、統治される人々による法の解

積や反応は生じない。ましてや、法を個人に内面化させるような微細な権力など作用するはずもない。本稿ではまず、制度的権力としての法とその変遷を具体的に示した。しかし制度通りに現実が通り動くわけではない。現にヤップでは、土地委員会の強引な手法に業を煮やしたヤップの高位首長たちが、土地台帳計画への協力を拒否したため、土地委員会による土地登記事業の実施は頓挫してしまった。その結果、ヤップでは現在も 90%以上の土地が未登記のまま残されている。次に目指されるべきは、統治される人々にとって法や裁判といった制度的権力がどのようなものとして受け取られたのか、そしてそこからどのような現実が立ち現れたのか、その様態を明らかにすることである。

謝辞： 本稿に関するヤップ島での調査は、大和銀行（現りそな）アジア・オセアニア財団 1999～2000 年度国際交流活動助成、ミクロネシア連邦歴史保護局、およびヤップ州歴史保護局の許可によって可能となった。土地政策に関する諸資料の閲覧にはヤップ土地資源局の皆様が、裁判記録の閲覧にはヤップ州裁判所およびヤップ州公文書館の皆様が、様々な便宜を図って下さった。以上の方々に対し、心から感謝申し上げます。

注

- ¹ ただし、この当時に調査を行った大学院生の博士論文では、こうしたテーマが頻繁に扱われた。例えばヤップでは、Marksbury [1979] や Price [1975] などが挙げられる。個人的な感想だが、1980 年代以降のカスタム論の隆盛を考えると、1970 年代ミクロネシアの状況は「早すぎた」のかもしれない。
- ² 通常、信託統治領は国連総会の管轄下に置かれるが（国連憲章第 85 条）、「国際的な平和と安全を維持する義務」のために「戦略的信託統治」を行う地域である「戦略地区」については、安全保障理事会が管轄する（第 82

条および第 83 条)。ミクロネシアはアメリカの強い要求で戦略地区となった。1947 年 7 月 18 日に発効した信託統治協定 (Trusteeship Agreement) には、軍事施設の建設や軍隊の駐留を認める規定 (第 5 条)、安全保障上の理由があれば閉鎖区域を随時設定し、国連の監督機能を制限できる規定 (第 13 条) が盛り込まれた。信託統治協定の施行後、アメリカはただちにミクロネシア全域を閉鎖区域に指定した。

³ ヤップでは特にその傾向が強かった。ほとんどの自治区では、ピルン (*pilung*) すなわち首長、もしくは首長の代理人が行政官に選出された (Lingenfelter [1975: 221-222])。1952 年には、ヤップ地区政府の助言機関として、行政官をメンバーとする行政会議 (Council of Magistrates) が組織され、事実上の首長会議を形成した。1955 年には行政会議に立法権——その権限には限界があったのだが——が与えられ、機能が強化された。1959 年に議会が設置されるまで、行政会議とそのメンバーである行政官は、自治区のみならずヤップ地区全体にも、首長もしくはその代理人として政治的影響力を発揮し続けたのである。なお現在ヤップ州に設置されているピルン会議は、この行政会議を直接の母体としている。離島の首長からなる会議であるタモル会議も含めた、現在のヤップ州の首長会議の形成過程については、Bird [1994]、柄木田 [2000]、Marksbury [1982] を参照。

⁴ CIMA については、Bashkow [1991]、Kiste and Falgout [1999]、Petersen [1999] が詳しい。

⁵ FF12(1)/A1(001:ss), Serial 630。

⁶ Op-403B/emt, (SC)NI-13/FF12, Serial 00113P40。

⁷ FF12/NI-13, Serial 1265。なお手元の資料からは、この秘密書簡がいつどのように高等弁務官に送られたかは不明である。

⁸ ヤップでは、土地と海域はいずれも特定の屋敷地 (*tabinaw*) に付随するものとして考えられているため、以下ではそれらをすべて土地紛争として

扱う。

- ⁹ プライバシー上の理由から、原告名と被告名は表には掲載していない。公的機関が紛争当事者の場合にのみ、訴訟内容で名称を示している。
- ¹⁰ 民事訴訟番号 1、3、4、5、8、9、10、11、12、13A、13B、18、21、23、27、28、29、30、32、33、34、39、40、41、47。30 については、後に信託統治領政府が被告に加えられるが、ここでは訴えた当時の被告が住民だったことを重視し、住民同士の紛争として数えた。
- ¹¹ 民事訴訟番号 14、15。
- ¹² 民事訴訟番号 17。30 については本来の被告が住民のみだったため、住民同士の紛争として数えた。
- ¹³ 民事訴訟番号 7。
- ¹⁴ 民事訴訟番号 1、3、21、23、27、34、39、40、47。34 については、原判決と補足判決の双方が判例集に記載されている。
- ¹⁵ この差は、ドイツ時代に土地登記を終えていたか否か、という点に起因する可能性がある。つまり、ポーンペイの土地にはすでに「法の網」がかかっていたのに対し、ヤップの土地には「法の網」がかかっていなかった、ということである。また、人口や島自体の広さなども考慮に入れる必要があるかもしれない。
- ¹⁶ 民事訴訟番号 1、3、8、10、11、12、18、21、23、27、34、39、47。
- ¹⁷ 民事訴訟番号 4、5、13A、13B、32、40。
- ¹⁸ 民事訴訟番号 9、28、29、30、33、41。
- ¹⁹ 民事訴訟番号 1、3、4、5、7、9、10、11、12、13A、13B、18、21、23、27、28、30、39、40。8 については誰が担当したか不明だが、1950 年代のヤップ地区の訴訟はほとんど全てファーバーが担当している。したがって、8 もまたファーバーの担当であると推定することができる。この推定に従えば、ファーバーが担当した土地紛争は 20 例になる。
- ²⁰ 民事訴訟番号 1、3、4、5、7、9、10、11、12、13A、13B、18、21。前注

で述べたように、8 もファーバーが担当したと推定される。

- ²¹ 民事訴訟番号 34 については、原判決 (3 T.T.R. 69) は別の裁判官が下し、ファーバーが補足判決 (3 T.T.R. 219) を下している。表 2 に見るように、27 と 47 については、契約や不動産に関する判例としても扱われている。なお、慣習法に関する判例とされなかった残り 2 件のうち、21 は信託統治領市民以外の土地所有を禁じた信託統治領法典の解釈をめぐる判例として、40 は民事訴訟手続法に関する判例として掲載されている。
- ²² 民事訴訟番号 47。
- ²³ 具体的な裁判の内容については、則竹 [2004: 88-91] を参照。
- ²⁴ 民事訴訟番号 10、11、12、18、21、27、34、39、47。
- ²⁵ 民事訴訟番号 47。
- ²⁶ 紙幅の都合上、この裁判で慣習法と認定された残り 8 例については詳しく言及できないが、やはりマホニーの報告書の影響を強く受けていることを述べておきたい。
- ²⁷ 30 については、信託統治領政府による土地の貸借が絡んでおり、後に政府も被告に加えられた。しかし争点とされたのは、土地の貸借という政府の活動そのものの是非ではなく、あくまで村の境界であった。
- ²⁸ ソロモン・レポートの存在と内容は、1971 年にハワイ大学のマイクロネシア人学生によって暴露された。このレポートの全文は小林 [1994] に全訳掲載されている。
- ²⁹ 該当する法律は、1970 年度版信託統治領法典の第 67 編第 5 章「土地委員会—登記」として収録されている。
- ³⁰ 土地委員会による所有権確定作業については、則竹 [2003] を参照。
- ³¹ 1970 年代以降の訴訟記録には欠落が多く、実際の数はこれより多いと思われる。
- ³² 民事訴訟番号 4-76、12-76、14-77、20-77、24-77、25-77、01-78、13-78、14-78、17-78、12-79、13-79、14-79、16-79、4-80、7-80。

- ³³ 民事訴訟番号 20-77、13-78、14-78、17-78、12-79、13-79、14-79、16-79、4-80、7-80。
- ³⁴ 民事訴訟番号 4-76、12-76、14-77、24-77。
- ³⁵ 民事訴訟番号 25-77、01-78。
- ³⁶ 民事訴訟番号 57、1-76、9-76、13-76、2-77、7-77、17-77、26-77、2-78、7-78、15-78、16-78、6-79、6-81、7-81。
- ³⁷ 民事訴訟番号 9-76、2-77、17-77、26-77、7-78、15-78、16-78、6-79、6-81、7-81。
- ³⁸ 民事訴訟番号 57、1-76、7-77、2-78。
- ³⁹ 民事訴訟番号 1-76、13-76。
- ⁴⁰ 民事訴訟番号 7-81。
- ⁴¹ 民事訴訟番号 2-77、17-77、26-77、2-78、7-78、15-78、7-81。
- ⁴² 民事訴訟番号 2-78。
- ⁴³ 詳細については則竹 [2004: 92-96] を参照。



写真1 エドワード・P・ファーバー裁判官

(出所) Trust Territory Archives (Photo N-19), Pacific Collection, University of
Hawai'i Library

表1 1960年代までの土地裁判

民事訴訟番号 (判例集番号)	訴訟開始 年月日	訴訟終了 年月日	訴訟の内容	判決	裁判官	注
1 (1 TTR 11)	不明	1951/9/18	高位首長家の屋敷地の相続をめぐり、先代の息子が、先代の母系クランの成員を訴える。	問題の家は被告の母系クランの土地であり、誰が使うかはクランの成員によって話し合われるべき。	Edward P. Furber	
3 (1 TTR 223)	1952/12/1	1955/2/28	11の土地区画の相続をめぐり、先代の養出先の兄弟の養子の娘が、先代の実家の兄弟の息子を訴える。	問題の土地は原告と被告双方が属する家族の土地であり、誰が使うかは話し合いで決めるべき。	Edward P. Furber	
4	1957/4/4	1967/3/9	土地区画をめぐり、原告が被告を訴える。	正式な訴訟記録なし。Civil-40の審理の中で、記録がないのは当時行われた村の話し合いの結果であることを原告側弁護士が申し出たため、訴訟番号を Civil-13B に変更して訴えを却下。	Edward P. Furber	cf. Civil-13B
5	1957/4/3	1967/3/9	土地区画をめぐり、原告が被告を訴える。	正式な訴訟記録なし。Civil-40の審理の中で、記録がないのは当時行われた村の話し合いの結果であることを被告側弁護士が申し出たため、訴訟番号を Civil-13A に変更して訴えを却下。	Edward P. Furber	cf. Civil-13A
7	1955/7/21	1957/11/20	土地区画をめぐり、貿易会社がチャモロ人女性とヤップ人男性を訴える。	問題の土地は原告の所有地、被告には一切の権利がない。	Edward P. Furber	Land Title Dtm. No.06

8	不明	不明	高位首長家の屋敷地の相続をめくり、原告が親族関係者を訴える。	判決は出たようだが内容は不明。	不明	ファイル紛失 cf. Civil-30
9	1956/3/12	1957/8/13	フィッシュトラップをめくり、原告が被告を訴える。	双方の合意成立により訴えを却下。	Edward P. Furber	
10	1956/6/3	1960/10/5	村を追放された首長たちが、対立する首長および村に土地の返還と損害賠償を求める。	高位首長の介入により追放処分が解除されたことで、問題の土地は全て原告たちの土地となる。	Edward P. Furber	
11	1956/6/3	1960/10/5	村を追放された首長たちが、対立する首長および村に土地の返還と損害賠償を求める。	高位首長の介入により追放処分が解除されたことで、問題の土地は全て原告たちの土地となる。	Edward P. Furber	
12	1956/6/3	1960/10/5	村を追放された首長たちが、対立する首長および村に土地の返還と損害賠償を求める。	高位首長の介入により追放処分が解除されたことで、問題の土地は全て原告たちの土地となる。	Edward P. Furber	
13A	1957/4/3	1967/3/9	土地区画をめくり、原告が被告を訴える。	訴訟番号を Civil-05 から変更して訴えを却下。	Edward P. Furber	cf. Civil-05
13B	1957/4/4	1967/3/9	土地区画をめくり、原告が被告を訴える。	訴訟番号を Civil-04 から変更して訴えを却下。	Edward P. Furber	cf. Civil-04
14 (2 TTR 251)	1957/8/22	1961/10/26	カトリック教会が建っている土地を政府有地とした土地所有権原確定に対し、教会が抗告。	この土地は 1935 年以前に日本に接収されており、それゆえこの土地は外人財産管財人の土地である。	Edward P. Furber	Land Title Dtm. No.03

15 (2 TTR 251)	1957/8/22	1961/10/26	カトリック教会が建っている土地を政府有地とした土地所有権原確定に対し、教会が抗告。	この土地は1936年以前に日本に接収されており、それゆえこの土地は外人財産管財人の土地である。	Edward P. Furber	Land Title Dtm. No.05
17 (2 TTR 124)	1957/10/2	1960/1/28	南洋拓殖会社が戦前に住民から獲得した土地区画を政府有地とした土地所有権原確定に対し、住民が抗告。	1940年に行われた土地譲渡は自由意思によっておらず、それゆえこの土地は原告たちの土地である。	Edward P. Furber	Land Title Dtm. No.02
18	1958/2/28	1961/10/26	14の土地区画(屋敷地含む)の相続をめぐり、原告が遠縁の者を訴える。	問題の土地は被告を長とする家族の土地であり、原告は遠縁としてそれまで有していたいかなる権利も失う。	Edward P. Furber	
21 (2 TTR 133)	1959/8/10	1961/10/26	複数の屋敷地およびそれに付随する土地の相続をめぐり、長男の妻の娘が、長女の息子を訴える。	問題の土地の占有権は原告にある。被告はマフエンであるが、原告に断りなくこの土地を使うことはできない。	Edward P. Furber	
23 (2 TTR 205)	1960/8/11	1961/4/21	ある海域をめぐり、村の首長および彼を支持する高位首長が、原告に対立する村の首長と村人を訴える。	問題の海域は被告を成員とする集団が所有し、原告には彼らの漁に口出しするいかなる権利や権威もない。	Edward P. Furber	
27 (2 TTR 499)	1962/7/31	1963/11/21	土地区画(屋敷地含む)の相続をめぐり、原告が遠縁の者を訴える。	問題の土地は全て原告の土地であり、被告にはいかなる権利もない。	Edward P. Furber	
28	1963/3/26	1963/11/18	原告が、17の屋敷地とそれに付随する土地区画を被告に奪われたとして訴える。	被告が自分の土地ではないことを認めて合意に至ったため、訴えを取り下げ。	Edward P. Furber	
29	1963/12/23	1964/5/21	屋敷地およびそれに付随する土地をめぐり、原告が被告を訴える。	原告の申し出により訴えを取り下げ。	Paul F. Kinnare	

30	1964/1/13	1964/2/14	政府に借り上げられた土地の賃借料をめぐり、支払い対象となっていた村の1つが、当該の土地は全て自村の土地であるとして、同じく支払い対象となっていた他の6村を訴える。	双方の合意成立により訴えを取り下げ。判決後、それぞれの村に賃借料が支払われたことを示す領収証が裁判所に送付される。	Edward P. Furber	
32	1964/4/20	1964/5/25	原告が、屋敷地とそれに付随する土地区画を奪われたとして被告に賠償金の支払いを求める。	Civil-28の合意以降、原告はいかなる損害も被っていないとして、訴えを棄却。	Paul F. Kinnare	cf. Civil-28
33	1964/4/21	1964/11/3	高位首長家の屋敷地の相続をめぐり、先代の養女が先代の実兄の息子を訴える。	被告が自分の土地ではないことを認めて合意に至ったため、訴えを取り下げ。	Paul F. Kinnare	
34 (3 TTR 69, 219)	1964/8/28	1965/10/7 (Original) 1966/12/15 (Supplement)	8つの土地区画(屋敷地含む)の相続をめぐり、先代の養子およびその実父が、先代の父方親族を訴える。	(原判決)双方で話し合うべき。 (補足判決)原告である先代の養子は被告とともに住む限りにおいて問題の土地に権利を有し、もう一人の原告である養子の実父はいかなる権利も持たない。	Paul F. Kinnare (Original) Edward P. Furber (Supplement)	
39 (4 TTR109)	1966/2/2	1968/8/30	11の屋敷地とそれに付随する土地区画の相続をめぐり、先代のかつての妻が先代の近親者を訴える。	原告は、被告の家族に対する義務を果たす限りにおいて問題の土地のうち一区画を使用できる。被告は先代の娘に配慮しつつ、問題の土地の占有権を有する。	Edward P. Furber	
40 (4 TTR 113)	1966/5/26	1968/8/31	土地区画をめぐり、原告が被告を訴える。	原告の訴えを却下。どの土地について争うのかを明確にしてから再度訴訟を起こすこと。	Edward P. Furber	cf. Civil-13A, 13B
41	1967/6/1	1968/12/5	2つのタロイモ田の相続をめぐり、母方おじが甥の先妻の再婚相手を訴える。	双方の申し出により訴えを却下。	Robert Clifton	

47 (4 TTR 294)	1968/7/25	1969/2/28	3つの屋敷地とそれに付随する土地区画の相 続をめぐり、先代の娘の娘が先代の養子夫婦 を訴える。	問題の土地は全て原告の土地、被告には いかなる権利もない。	D. Kelly Turner
-------------------	-----------	-----------	---	----------------------------------	-----------------

(出所) 筆者作成

表2 慣習法の判例

判例集番号	民事訴訟番号	ヤップ土地法		ヤップの慣習		その他(信託統治領法典など)	
		判例数	項目	判例数	項目	判例数	項目
1 T.T.R. 11	Civil Act. No. 1	2	父系的所有—使用権				
1 T.T.R. 223	Civil Act. No. 3	12	父系的所有—使用権 父系的所有—監督権	3	婚出女性		
2 T.T.R. 205	Civil Act. No. 23			7	漁業		
2 T.T.R. 499	Civil Act. No. 27	6	「ケル」[土地の取り上げ] 養子 父系的所有	2	伝統的集会	3	不動産権—権限確認訴訟—消滅時効 契約— 破棄可能な契約—酩酊状態
3 T.T.R. 69		3	父系的所有 父系的所有—使用権				
3 T.T.R. 219	Civil Act. No. 34	14	父系的所有 「マフェン」の権利 父系的所有—監督権 養子				
4 T.T.R. 109	Civil Act. No. 39	3	父系的所有—相続 父系的所有—監督権	1	再婚		
4 T.T.R. 294	Civil Act. No. 47	5	総則 「マフェン」の権利	1	既婚女性	1	不動産権—権限確認訴訟—所有者推定
合計		45		14		4	

(出所)筆者作成

表3 土地所有権原確定をめぐる判例

判例集番号	民事訴訟番号	ヤップ土地法		ヤップの慣習		その他(信託統治領法典など)	
		判例数	項目	判例数	項目	判例数	項目
2 T.T.R. 251	Civil Act. No. 14, Civil Act. No. 15	0		0		10	行政法—土地権原確定—手続違背 行政法—土地権原確定—証拠 収用権—「占有奪取」 以前の政府—政府の行為 以前の政府—日本の委任統治 以前の政府—日本政府による 私有地の占有奪取—制限 以前の政府—以前の権利侵害の救済 公有地—主権の継承
2 TTR 124	Civil Act. No. 17	0		0		10	以前の政府—日本政府による 私有地の占有奪取—制限 以前の政府—日本政府による私有地の占有奪取—賠償 以前の政府—日本の委任統治 収用権—「賠償」
合計		0		0		20	

(出所)筆者作成

表4 1970年～1981年の土地裁判

民事訴訟番号 (判例集番号)	訴訟開始 年月日	訴訟終了 年月日	訴訟の内容	判決	裁判官	注
57	1970/2/9	1975/5/21	20の土地区画(屋敷地含む)をめぐり、原告が被告を訴える。	双方が合意に至ったため、原告が訴えを取り下げ。	Robert A. Hefner	
1-76	1976/1/29	1978/3/8	高位首長家の屋敷地の所有権をめぐり、先代の養女が先代の実兄の息子を訴える。	問題の土地は原告の所有地、被告にはいかなる権利もない。	Robert A. Hefner	cf. Civil-33
4-76	1976/4/9	1978/3/29	土地委員会の所有権確定に対し、信託統治領政府が抗告。	原告が抗告を取り下げ。	Mamoru Nakamura	
9-76	1976/10/5	1977/2/4	村の長老たちが、村の集会場の石畳を破壊した建設会社とその手引きをした村人を訴える。	建設会社は村との約束を破ったことを認め、手引きをした村人が石畳再建の責任を取ることで合意したため、原告が訴えを取り下げ。	Robert A. Hefner	

12-76	1976/11/10	1977/3/24	被告に所有権を認めた土地委員会の決定を不服として、原告が上訴。	原告が訴えを取り下げ。	Robert A. Hefner	
13-76	1976/12/16	1977/3/30	政府が貸借している貯水池の所有権をめぐり、原告が被告を訴える。	問題の土地は被告の所有地、原告にはいかなる権利もない。	Robert A. Hefner	
2-77	1977/2/9	1977/3/22	漁業権が侵害されたとして、原告が海の埋め立てを行った企業とこれを許可した政府に損害賠償を求める。	伝統的解決が得られたとして、原告が訴えを取り下げ。	Robert A. Hefner	
7-77	1977/4/18	1978/12/28	11の屋敷地とそれに付随する土地区画をめぐり、原告が被告を訴える。	被告の申し出により訴えを棄却。	Robert A. Hefner	cf. Civil-39
14-77	1977/5/19	1978/3/28	土地委員会の所有権確定に対し、原告が抗告。	原告が訴えを取り下げ。	Mamoru Nakamura	
17-77	1977/6/1	1977/11/29	交通建設局が勝手に土砂を採掘したとして、原告が被告に損害賠償を求める。	地区裁判所に起こした工事の差し止め訴訟で、土砂の採掘が首長の許可を得ていたことが明らかになり、原告が訴えを取り下げ。	Robert A. Hefner	cf. Civil-26 -77

20-77	1977/9/22	不明	被告に所有権を認めた土地委員会の 決定を不服として、原告が上訴。	手続き上の不備を認め、土地委員会に適切な 手続きを取るよう命じる。	不明	
24-77	1977/10/21	1978/11/15	被告に所有権を認めた土地委員会の 決定を不服として、原告が上訴。	原告が訴えを取り下げ。	不明	
25-77	1977/10/21	不明	被告に所有権を認めた土地委員会の 決定を不服として、原告が上訴。	1979/5/22 時点で未決。	Mamoru Nakamura	
26-77	1977/12/9	1978/8/7	交通建設局が勝手に土砂を採掘した として、原告が損害賠償を求める。	双方の合意により訴えを取り下げ。	Mamoru Nakamura	cf. Civil-17 -77
01-78	1978/1/5	不明	被告に所有権を認めた土地委員会の 決定を不服として、原告が上訴。	1980/11/6 時点で未決。	Mamoru Nakamura	
2-78	1978/1/12	1979/8/14	1 つのタロイモ田をめぐり、原告が被告 を訴えるとともに、損害賠償を請求。	双方の合意により訴えを取り下げ。	Mamoru Nakamura	

7-78	1978/2/3	1978/3/28	道路を建設するために土地を勝手に使用したとして、原告が政府に損害賠償を求める。	双方の合意により訴えを取り下げ。	Mamoru Nakamura	
13-78	1978/6/16	1979/10/9	被告に所有権を認めた土地委員会の決定を不服として、原告が上訴。	手続き上の不備を認め、土地委員会に適切な手続きを取るよう命じる。	Mamoru Nakamura	
14-78	1978/9/22	1979/10/25	被告に所有権を認めた土地委員会の決定を不服として、原告が上訴。	手続き上の不備を認め、土地委員会に適切な手続きを取るよう命じる。	Mamoru Nakamura	
15-78	1978/9/28	1979/1/31	被告の経営する企業が勝手に土地を占拠し家賃収入を得ているとして、原告が企業に損害賠償を求める。	双方の合意により訴えを取り下げ。	Mamoru Nakamura	
16-78	1978/10/2	1984/6/7 (Yap State Court)	政府が占有したままとなっている土地について、土地の権原を認められた原告が貸借料の支払いを求めて政府を訴える。	政府が支払いに応じたため訴えを取り下げ。	不明	

17-78	1978/10/13	1979/8/13	被告に所有権を認めた土地委員会の決定を不服として、原告が上訴。	手続き上の不備を認め、土地委員会に適切な手続きを取るよう命じる。	Mamoru Nakamura	
6-79	1979/4/30	1980/4/8	政府が占有したままとなっている土地について、土地の権原を認められた原告が貸借料の支払いを求めて政府を訴える。	政府が支払いに応じたため訴えを取り下げ。	Mamoru Nakamura	
12-79	1979/6/11	1980/11/6	被告に所有権を認めた土地委員会の決定を不服として、原告が上訴。	手続き上の不備を認め、土地委員会に適切な手続きを取るよう命じる。	Mamoru Nakamura	
13-79	1979/8/2	1980/11/6	被告に所有権を認めた土地委員会の決定を不服として、原告が上訴。	手続き上の不備を認め、土地委員会に適切な手続きを取るよう命じる。	Mamoru Nakamura	
14-79	1979/8/21	1980/11/6	被告に所有権を認めた土地委員会の決定を不服として、原告が上訴。	手続き上の不備を認め、土地委員会に適切な手続きを取るよう命じる。	Mamoru Nakamura	
16-79	1979/8/24	1980/11/6	被告に所有権を認めた土地委員会の決定を不服として、原告が上訴。	手続き上の不備を認め、土地委員会に適切な手続きを取るよう命じる。	Mamoru Nakamura	

4-80	1980/2/14	1980/11/7	被告に所有権を認めた土地委員会の決定を不服として、原告が上訴。	手続き上の不備を認め、土地委員会に適切な手続きを取るよう命じる。	Mamoru Nakamura	
7-80	1980/2/28	1980/11/8	被告に所有権を認めた土地委員会の決定を不服として、原告が上訴。	手続き上の不備を認め、土地委員会に適切な手続きを取るよう命じる。	Mamoru Nakamura	
6-81	1981/9/10	1984/4/30 (Yap State Court)	政府が占有したままとなっている土地について、土地の権原を認められた原告が、土地の返還と占有期間の貸借料の支払いを求めて政府を訴える。	政府に 50,000ドルの支払いを命じるとともに、原告に土地権原の放棄を命じる。	不明	
7-81	1981/9/25	不明	被告の経営する企業が勝手に土地を占拠しているとして、原告が被告に土地の明け渡しと損害賠償を求める。	1992/8/11 時点で未決。	不明	

(出所) 筆者作成

